

令和 3 年度 第 2 回新宿区国民健康保険運営協議会 審議事項資料

- I **【諮問事項】新宿区国民健康保険料率の改定について**
- II **令和 4 年度特別区基準保険料率の概要**
- III **新宿区の国民健康保険被保険者への影響**

令和 4 年 2 月 2 6 日
新宿区健康部医療保険年金課

【諮問事項】

I 新宿区国民健康保険料率の改定について

【諮問事項】新宿区国民健康保険料率の改定について

令和4年度保険料率（案）

○令和4年度「特別区基準保険料率」（令和4年2月16日区長会総会決定）を適用し、新宿区国民健康保険料率を、次の改定案の通りとする。

区 分		改定案	現 行	差	伸び率
(基礎) 医療分	所得割	7.16/100	7.13/100	0.03/100	0.42%
	均等割	42,100円	38,800円	3,300円	8.51%
	賦課割合	58 : 42	58 : 42	—	—
	限度額	650,000円	630,000円	20,000円	3.17%
後期高齢者 支援金分	所得割	2.28/100	2.41/100	▲0.13/100	▲5.39%
	均等割	13,200円	13,200円	0円	0.00%
	賦課割合	58 : 42	58 : 42	—	—
	限度額	200,000円	190,000円	10,000円	5.26%
介護納付金分	所得割	2.04/100	2.05/100	▲0.01/100	▲0.49%
	均等割	16,600円	17,000円	▲400円	▲2.35%
	賦課割合	57 : 43	57 : 43	—	—
	限度額	170,000円	170,000円	0円	0.00%

○医療分が増額、特に均等割の増加が大きい。後期高齢者支援金分、介護納付金分は、微減。
○令和4年度税制改正により、賦課限度額は、医療分+20,000円、後期高齢者支援分が、+10,000円となる。介護納付金分は変更なし。

II 令和4年度特別区基準保険料率の概要

1. 特別区基準保険料率算定における基本的な考え方

国保制度改革に伴う特別区の対応方針（平成29年11月14日区長会総会）

○ 都内保険料水準の統一

将来的な方向性に沿って段階的に移行すべく23区統一で対応する。

ただし、この水準を参考に各区独自に対応することも可。

○ 医療費の適正化

医師会・薬剤師会等の関係機関に対し、糖尿病重症化予防に関する協力やジェネリック医薬品の利用促進等への働きかけを広域的に行い、医療費適正化を図る。

○ 収納率の向上

各区にて、保険料の現年分・過年度分を合わせた収納率の向上を図る。

○ 法定外繰入の解消又は縮減

国の激変緩和期間である6年間を目途に、段階的・計画的に、特別区独自の激変緩和を段階的に縮小しながら、法定外繰入の削減・解消を目指す。

○特別区基準保険料率は、この対応方針に従って、特別区長会が算定・決定している。

○国保制度改革で平成30年度から導入された納付金方式は、都内市町村の状況から区部の保険料の急増が見込まれた。このため、平成30年度から令和5年までの6年間の激変緩和措置を行うこととした。

II 令和4年度特別区基準保険料率の概要

2. 令和4年度納付金額①～国確定係数に基づく東京都の納付金額

○東京都は、国が示した確定係数に基づき、都の国保被保険者数及び医療費の状況等をもとに算定した「納付金額」を次のとおり示している（令和3年12月24日国通知）。

令和4年度確定係数による納付金額（東京都）

【R3算定（確定係数）との比較】

事 項	R3算定 （確定係数）	R4算定 （確定係数）	差	伸び率
被保険者数（医療・後期）	276万人	267万4千人	▲8万6千人	▲3.1%
給付費総額	7,872億円	7,865億円	▲7億円	▲0.1%
1人当たり給付費	285,250円	294,173円	8,923円	3.1%
納付金総額 ※	4,176億円	4,346億円	170億円	4.1%
1人当たり納付金額 ※	179,710円	189,368円	9,658円	5.4%

※医療・後期・介護ごとに算出し、合算した金額

【納付金総額のR3算定（確定係数）との比較】

給付費 7,872億円	国・都 公費	前期 高齢者 交付金	納付金 必要額	給付費 7,865億円	国・都 公費	前期 高齢者 交付金	納付金 必要額
後期 支援金 1,689億円	3,605 億円	2,512 億円	4,176 億円	後期 支援金 1,617億円	3,523 億円	2,346 億円	4,346 億円
介護 納付金 732億円	(35.0%)	(24.4%)	(40.6%)	介護 納付金 733億円	(34.5%)	(23.0%)	(42.5%)

○東京都は、12月の仮係数に基づく算定から給付費総額の積算方法を変更したため、給付費総額が8,035億円から7,865億円に減額され、納付金総額も▲83億円となっている。

○1人当たり給付費は、令和3年度と比較して伸び率+3.1%、+8,923円。

○1人当たり納付金の増額分9,658円の主な要因は以下のとおり。

【歳出の要因】

- ・保険給付費の増 +8,923円
- ・後期高齢者支援金の減 ▲681円
- ・介護納付金の減 ▲367円

【歳入の要因】

- ・国庫負担金の増 ▲8,923円
- ・都繰入金の増 ▲777円
- ・前期高齢者交付金の減 +3,248円
- ・納付金過多の減 +2,880円

II 令和4年度特別区基準保険料率の概要

3. 令和4年度納付金額②～確定係数に基づく特別区の納付金額

○東京都は、特別区の国保被保険者数や医療費の状況等を基に算定した「納付金（医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分）」として、次の通りに示している（2月上旬）。

令和4年度確定係数による特別区の納付金額

事項		令和3年度	令和4年度	差	伸び率
特別区の被保険者数	医療分・後期分	1,888,253人	1,821,169人	▲ 67,084人	▲ 3.6%
	介護2号被保険者	680,056人	682,681人	2,625人	0.4%
特別区の納付金総額		293,301,803,788円	303,956,758,015円	10,654,954,227円	3.6%
	医療(基礎)分	197,306,200,557円	212,031,288,342円	14,725,087,785円	7.5%
	後期支援金分	65,761,240,497円	62,656,622,061円	▲ 3,104,618,436円	▲ 4.7%
	介護納付金分	30,234,362,734円	29,268,847,612円	▲ 965,515,122円	▲ 3.2%
1人当たり納付金額		183,777円	193,704円	9,927円	5.4%
	医療(基礎)分	104,491円	116,426円	11,935円	11.4%
	後期支援金分	34,826円	34,405円	▲ 422円	▲ 1.2%
	介護納付金分	44,459円	42,873円	▲ 1,585円	▲ 3.6%

※退職被保険者等の納付金は除く

○被保険者数は▲3.6%。納付金総額は、医療分は約147億円・+7.5%、後期支援金分は▲4.7%、介護納付金分は、▲3.2%。各区は、納付金相当額を被保険者から保険料として徴収し、東京都に納付しなければならない。
○1人当たり納付金額は、医療分+11,935円・+11.4%、後期支援金分、介護納付金分を合わせた合計で、+5.4%。

4.特別区長会での協議 論点①～新型コロナの影響に対する対応

○東京都が昨年12月に示した仮算定では、東京都の1人当たり納付金額は、対前年度+8.2%、**1人あたり保険料は、+9.4%**であった。このため、**特別区長会は、国及び東京都に対して緊急要望を行った。**

※都R3.12.21・厚生労働省R3.12.22

参考資料2-6.7参照

緊急要望の概要

- ・医療費増の要因は、感染拡大に伴う検査・診療数の増加や診療報酬上の特例的な取り扱い等の新型コロナウイルス感染症による特殊な影響であると推察される。
- ・こうした影響を被保険者の負担として保険料に転嫁することは避けるべきであり、通常の医療費の枠組みと切り離して考えることが適当である。
- ・特別区長会は、国及び都の責任において必要な財政措置を特例的に講じることを強く要望する。

○現時点で、厚生労働省及び東京都から緊急要望を踏まえた特例的対応はない。

○一方で、東京都は、各区市町村からの要望や意見等を踏まえて、令和4年2月に示された「確定係数による納付金算定」においては、医療費推計を仮算定時よりも下方修正したため、確定数値では、1人当たり納付金額は、対前年度+5.4%、**1人あたり保険料は、+6.2%**となった。

東京都国民健康保険1人あたり納付金・保険料算定比較

	令和3年度算定 (確定係数) ①	令和4年度算定 (仮係数) ②	令和4年度算定 (確定係数) ③	対前年度 伸び率(②/①)	対前年度 伸び率(③/①)
1人当たり 納付金額	179,710円	194,486円	189,368円	8.2%	 5.4%
1人あたり 保険料	157,351円	172,155円	167,042円	9.4%	 6.2%

5. 特別区長会での協議 論点②～医療費分の大幅増の原因分析 1

○国保中央会の医療費速報によると、令和3年度上半期（4月～9月）の東京都の1人あたり医療費は、令和2年度上半期と比較して+12.3%、コロナ禍以前の令和元年度上半期と比較して+6.5%。

東京都国民健康保険医療費（被保険者1人あたり）の推移 公益社団法人国民健康保険中央会 統計資料より

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
年間1人あたり医療費	¥306,503	¥315,560	¥317,727	¥327,351	¥322,181	—
対前年比 (全国平均)	▲ 0.0% (0.1%)	3.0% (3.3%)	0.7% (1.3%)	3.0% (3.2%)	▲ 1.6% (▲ 1.5%)	—
上半期(4から9月)	¥151,578	¥155,564	¥156,063	¥161,923	¥153,544	¥172,442
対前年比 (全国平均)	1.8% (1.9%)	2.6% (3.0%)	0.3% (1.1%)	3.8% (3.8%)	▲ 5.2% (▲ 3.6%)	12.3% (7.6%)

○感染症拡大の影響により、令和2年度上半期の医療費が大きく減少しているが、年間では▲1.6%であり、令和2年度下半期は増加に転じていることがわかる。医療費の増加は、令和2年度後半から生じ、令和3年度においてもその傾向は続いており、令和元年度以前の上昇幅を超えて増加している。

○令和2年度以降の東京都の変動幅は、全国平均と比べて明らかに大きいことから、医療費の急激な増減の原因は、新型コロナウイルス感染症の感染状況と相関関係があると推測できる。

6. 特別区長会での協議 論点②～医療費分の大幅増の原因分析 2

○新型コロナウイルス感染症に係る公費負担医療は、被保険者の自己負担分（3割相当）を公費で負担し、それ以外の医療費（7割相当）を医療保険により負担するしくみである。

公費負担の対象となる医療費

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染を疑う患者に対するPCR検査等
- (2) 保健所が認定した宿泊療養・自宅療養中に受けた医療
- (3) 感染症法に基づく入院医療費

○特別区全体の被保険者のレセプトから、公費負担医療（法28）の抽出を行った結果、概算数値ではあるが、令和2年度4月～9月が、医療費全体の0.8%、令和2年度10月～3月が、2.0%、令和3年4月～9月が、3.2%を占めている。

○東京都は、令和4年度の納付金算定に用いる医療費推計を、令和3年3～5月までの3か月の医療費実績を基礎として、過去2年間の伸び率等で補正して推計しており、**新型コロナウイルス感染症に係る公費負担医療分が含まれたもの**となっている。令和3年3月～5月までの3か月の公費負担医療費実績は、特別区全体で約38億円である。

○東京都の医療費推計方法と同じ方法で1年間に換算すると**令和4年度医療費推計に含まれる新型コロナウイルス感染症に係る公費負担医療費は、概算で約152億円**、うち、**保険者負担分は、自己負担分3割を除くためその約7割である**とすると、**約106億円**と推計できる。

※（38億円/3か月）×12月＝152億円 152億円×0.7≒106億円

7. 令和4年度の負担抑制策について

○特別区長会での協議の結果、新型コロナウイルス感染症の影響と考えられる医療費増を被保険者の負担として保険料に転嫁することは避けるべきであり、通常の医療費の枠組みと切り離して考えることが適当であるとの考えから、特例的な負担抑制策を行うこととなった。

○令和4年度の特別区基準保険料率は、特別区における新型コロナウイルス感染症に係る医療費保険者負担分「106億円」を一般財源から医療（基礎）分に投入して保険料率を算定する。

○特例的な負担抑制策である106億円投入の保険料抑制効果は以下の通り。

区 分		負担抑制後	負担抑制前	効果額等	削減率
(基礎)医療分	所得割	7.16/100	7.82/100	▲0.66/100	▲8.44%
	均等割	42,100円	44,500円	▲2,400円	▲5.39%
	賦課割合	58 : 42	58 : 42	—	—
	限度額	650,000円	650,000円	0円	0.00%
後期高齢者 支援金分	所得割	2.28/100	2.28/100	0.00/100	0.00%
	均等割	13,200円	13,200円	0円	0.00%
	賦課割合	58 : 42	58 : 42	—	—
	限度額	200,000円	200,000円	0円	0.00%
1人あたり保険料 (医療+後期支援)		131,813円	137,634円	▲5,821円	▲4.23%

II 令和4年度特別区基準保険料率の概要

8. 令和4年度特別区基準保険料率（令和4年2月16日特別区長会決定）

区 分		令和4年度	令和3年度（前年度）	差	伸び率
（基礎）医療分	所得割	7.16／100	7.13／100	0.03／100	0.42%
	均等割	42,100円	38,800円	3,300円	8.51%
	賦課割合	58：42	58：42	—	—
	限度額	650,000円	630,000円	20,000円	3.17%
後期高齢者 支援金分	所得割	2.28／100	2.41／100	▲0.13／100	▲5.39%
	均等割	13,200円	13,200円	0円	0.00%
	賦課割合	58：42	58：42	—	—
	限度額	200,000円	190,000円	10,000円	5.26%
1人あたり保険料 （医療+後期支援）		131,813円	124,989円	6,824円	5.46%
納付介護 金分	均等割	16,600円	17,000円	▲400円	▲2.35%
	賦課割合	58：42	58：42	—	—
	限度額	170,000円	170,000円	0円	0.00%
	1人あたり 保険料	39,567円	40,879円	▲1,312円	▲3.21%
1人あたり保険料 （医療+後期+介護）		171,380円	165,868円	5,512円	3.32%

※激変緩和措置として約82億円（激変緩和割合97.3%）、医療分に新型コロナウイルス感染症の公費負担医療費保険者負担分の約106億円、計188億円を納付金総額から控除して算定

参考資料2-3「5特別区基準保険料率に係る基礎数値」、-9「保険料率の算定方法」参照

Ⅲ 新宿区の国民健康保険被保険者への影響

Ⅲ 新宿区の国民健康保険被保険者への影響

1. 令和4年度保険料率（案）・新宿区の被保険者への影響 1

○1人当たり保険料は、以下のとおり。介護2号被保険者は▲237円（▲0.15%）となるが、被保険者全体の1人当たり保険料は、+2,112円（+1.55%）となる。保険料減免等を考慮すると、医療+後期支援が、+1,355円（+1.26%）、介護2号被保険者が、▲1,228円（▲0.86%）、被保険者全体が、+971円（+0.82%）。

	令和4年度(案)		令和3年度		差額	伸び率
	被保険者数	1人当たり保険料	被保険者数	1人当たり保険料		
医療(基礎)分	83,146人	95,635円	86,301人	92,440円	3,195円	3.46%
後期高齢者支援金分	83,146人	30,119円	86,301人	30,833円	▲714円	▲2.32%
介護納付金分	28,692人	36,418円	28,526人	39,136円	▲2,718円	▲6.95%
医療+後期支援 (介護2号被保険者ではない)	54,454人	125,754円	57,775人	123,273円	2,481円	2.01%
医療+後期+介護 (介護2号被保険者)	28,692人	162,172円	28,526人	162,409円	▲237円	▲0.15%
被保険者全体	83,146人	138,321円	86,301人	136,209円	2,112円	1.55%

※保険料減免分及び未就学児の均等割保険料減額分は含まれない

○1人当たり保険料は、医療+後期支援分が12万5,754円で、前年度（令和2→3）の▲2.46%から+2.01%に転ずる。40から64歳までの介護保険第2号被保険者は、前年度の+0.10%から、▲0.15%となり、16万2,172円となる。令和2年度（医療&後期高齢12万6,386円・介護2号16万2,249円）よりやや低い水準。

○被保険者全体の1人当たり保険料の増には、介護2号被保険者数の構成割合が33.0%から34.5%に上昇したことによる影響も含まれる。

2.令和4年度保険料率（案）・新宿区の被保険者への影響2

○世帯構成別・総所得金額別試算である「保険料の試算（全世帯）」（参考資料1－1・令和4年1月1日時点の被保険者の状況により試算したもの、以下「試算」という）によると、医療費推計の大幅な増を受けて、特別区として医療分に対して106億円（新宿区では約4.7億円）の大規模な負担抑制措置を行ったものの、医療分の均等割保険料増額の影響で、総所得金額300万円以下の世帯では年間保険料が増額となっている。

○特別区の平均所得の上昇と賦課限度額の引き上げにより、1人あたり所得（賦課対象）が増加しているため所得割率が下がり、総所得金額400～700万円の世帯を中心に平均保険料が減額となっている。

○後期高齢者支援金分と介後納付金分は、全体的に減額。未就学児の均等割保険料の軽減措置（第1回運営協議会です承済み）、介護納付金分の均等割保険料が減額となったこと及び所得割率が全体的に下がったことによる影響。

参考資料1－1「保険料の試算(全世帯)」 参照

参考資料2－2「3都への事業費納付金及び特別区独自の激変緩和・令和4年度負担抑制策影響額」 参照

3. 令和4年度保険料率（案）・新宿区の被保険者への影響 3

○試算によると、所得割保険料負担のない総所得43万円以下の世帯では、保険料軽減措置等を踏まえた年間保険料の平均で**＋850円**（1期あたり85円）となっている。一番減額となるのが総所得600～700万円の世帯で、**▲2,896円**、最も保険料が上がる世帯は、総所得900万円以上で、賦課限度額の引き上げ分である**＋30,000円**（1期あたり3,000円）となる。

参考資料1-1「保険料の試算(全世帯)」 参照

○試算では、保険料が、令和3年度よりも減額となる世帯は、6.1%、増額となる世帯は、93.9%となる。医療＋後期高齢分の均等割保険料の増と高所得者の賦課限度額の引き上げにより、昨年度の全体的な減額傾向から一転した状況となっている。

参考資料1-3「試算一覧表」 参照

○未就学児がいる世帯は、未就学児の均等割保険料軽減措置により大幅な保険料軽減となる。

参考資料1-4「保険料の試算Case09」,「保険料の試算Case12」 参照